

医療機関における新型コロナウイルス感染症の
外国人患者受入れのための設備整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症の疑いのある外国人が医療機関を適切に受診できる環境を確保することを目的とする事業であって、県が適当と認めるものについて、当該事業を実施する医療機関(県内の医療機関のうち、開設者が国以外のもの。以下「補助事業者」という。)に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、別紙1の事業のうち、第5条に定める事業計画書に記載されたものとする。

(交付額の算定方法)

第3条 補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 別紙2の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別紙2の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の条件)

第4条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具については、規則第19条第1項第2号により定める5年を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(6) 事業に係る証拠書類等の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(7) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、様式第5号により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(8) この補助金を補助対象経費以外に使用してはならない。

(9) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。

（事業計画書の作成及び提出）

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、様式第1号別紙2に定める事業計画書を作成し、交付の申請に際して、当該計画書を知事に対して提出するものとする。

（申請書の様式等）

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定めるものとする。

（添付書類）

第7条 規則第4条第2項第1号から第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

2 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。

(1) 当該事業に係る歳入歳出予算書抄本

(2) その他参考となる資料

（変更申請手続）

第8条 補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更するため変更交付申請を行う場合には、第3条、第5条、第6条及び第7条に準じた手続により行うものとする。

（交付決定通知書の様式）

第9条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(補助金の支払い)

第 10 条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した後、補助事業者が提出する請求書に基づいて支払いを行う。

ただし、知事は、必要があると認めるときは、予算額の範囲内において概算払をすることができる。

(状況報告)

第 11 条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第 12 条 規則第 13 条の実績報告書の様式は、様式第 3 号のとおりとし、その提出期限は、事業完了後 30 日以内又は補助金申請日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までとする。

(添付書類)

第 13 条 前条の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 経費所要額精算書
- (2) 事業実績報告書
- (3) 当該事業に係る歳入歳出決算書（見込）の抄本（当該補助事業の決算額を備考欄等に記入すること）
- (4) その他参考となる資料

(確定通知書の様式)

第 14 条 規則第 14 条の確定通知書の様式は、様式第 4 号のとおりとする。

(補助金の返還)

第 15 条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還を命ずるものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第 16 条 補助事業者は、別添記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

- 2 知事は、補助事業者が同意した前項の誓約事項が虚偽であり、又はこの誓約に反したことが判明した場合、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(その他)

第 17 条 この交付要綱に定める補助対象事業については、第 1 条第 2 項の規定に

かかわらず、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年厚生省・労働省令第 6 号）の適用がある。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。なお、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 20 日から施行する。なお、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 8 月 15 日から施行する。なお、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 11 月 21 日から施行する。なお、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 7 日から施行する。なお、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

別紙 1

医療機関における新型コロナウイルス感染症の 外国人患者受入れのための設備整備事業補助金

1 目的

この事業は、外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関において、新型コロナウイルス感染症の疑いのある外国人が医療機関を適切に受診できる環境を確保することを目的とする。

2 補助対象の医療機関

県が選出する外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関（選出予定を含む）であって、次に掲げる医療機関。

- (1) 帰国者・接触者外来を設置している又は設置を予定している医療機関
- (2) 入院を要する救急患者に対応可能な次の医療機関
 - ・感染症指定医療機関
 - ・新型コロナウイルス感染症患者等のための病床を確保している又は県調整本部等からの要請に応じて入院患者等の受入れを行う意向がある医療機関

3 補助対象の事業内容

新型コロナウイルス感染症疑いのある患者がそれ以外の疾患の患者と接触しないように設けられた動線に確実に誘導するとともに、院内感染防止上必要な情報を提供するため、医療機関が多言語の看板や電光掲示板等医療機関内の次に掲げるような場所に整備する。

- (1) 医療機関の入口等、患者が医療機関を訪れる際にはじめに立ち寄る場所
- (2) 新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者が待機する場所

4 補助対象期間

令和5年4月1日から令和5年5月7日

5 留意事項

- (1) 2の「県が選出する外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関（選出予定を含む）」とは、平成31年3月26日医政総発0326第3号・観参第800号厚生労働省医政局総務課長・観光庁外客受入担当参事官通知「「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出及び受入体制に係る情報の取りまとめについて（依頼）」に基づき県が選出した医療機関もしくは選出を予定している医療機関をいう。
- (2) 2の(1)及び(2)の補助対象の医療機関は、合計で、県が定める二次医療圏の数（10医療圏）の数に1を加えた数を超えないものとする。

別紙 2

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
外国人患者受入れのための設備整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1施設当たり 1,083,000円 ・ 入院を要する救急患者に対応可能な感染症指定医療機関等の場合 1か所に限り 429,000円を加算 	<p>医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業に必要な次に掲げる経費</p> <p>備品購入費 ※令和5年4月1日から5月7日までに生じた費用を対象</p>	10/10

※留意事項（対象経費について）

新型コロナウイルス感染症疑いのある患者がそれ以外の疾患の患者と接触しないように設けられた動線に確実に誘導するとともに、院内感染防止上必要な情報を提供するため、多言語の看板や電光掲示板等を医療機関内の次に掲げるような場所に整備することに係る備品購入費

- (1) 医療機関の入口等、患者が医療機関を訪れる際にはじめに立ち寄る場所
- (2) 新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者が待機する場所

別添

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。